# 【 重 要 事 項 説 明 書 】

1. 鴨川市国保ヘルパーステーションの運営方針

訪問介護等の提供にあたっては、「利用者本位に、利用者自身の自立支援を基本」とし、本人の在宅生活の継続を目標として支援をしていきます。また、医療機関や福祉施設等と連携し、地域における連携体制の構築を目指して活動していきます。

2. 事業所の概要　（令和 8 年 10 月1日現在）

| | |
|---|---|
| 事業者 | 鴨川市 |
| 代表者 | 鴨川市長　佐々木 久之 |
| 事業所名 | 鴨川市国保ヘルパーステーション |
| 所在地 | 千葉県鴨川市宮山233番地 |
| 連絡先 | TEL 04-7097-1436 |
| 介護保険指定事業所番号 | 千葉県 1272800192 号 |
| サービス提供地域 | 鴨川市及び鴨川市に隣接する市町村の区域 |
| 営業日・営業時間 | 月曜日から金曜日・午前8時30分から午後5時15分まで |
| 休業日 | 土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日） |
| 職員配置 | 管理者 1名<br>サービス提供責任者 3名<br>訪問介護員 3 名 |

3. 訪問介護等の申込からサービス提供までの流れ

申し込み ⇒ 利用契約 ⇒ 課題分析 ⇒ 訪問介護計画の作成 ⇒ サービス提供開始

4. 利用料金について

（1） 訪問介護を利用される方（要介護認定者）で、1回あたりの利用料金です。

| 内容 | 時間 | 基本料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|---|
| 身体介護 | 20 分未満 | 1,630 円 | 163 円 | 326 円 | 489 円 |
| | 20 分以上 30 分未満 | 2,440 円 | 244 円 | 488 円 | 732 円 |
| | 30 分以上 60 分未満 | 3,870 円 | 387 円 | 774 円 | 1,161 円 |
| | 60 分以上 | 5,670 円 | 567 円 | 1,134 円 | 1,701 円 |
| 生活援助 | 30 分以上 45 分未満 | 1,790 円 | 179 円 | 358 円 | 537 円 |
| | 45 分以上 | 2,200 円 | 220 円 | 440 円 | 660 円 |
| 身体生活 | 60 分以上 90 分未満 | 3,090 円 | 309 円 | 618 円 | 927 円 |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | | 上記金額に10%加算 | | | |
| 初回加算（初回訪問月のみ） | | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |

※やむを得ない事情により、2人体制で訪問介護サービスを提供した場合は、2人分の料金となります。

※上記負担割合は、介護保険負担割合証をご確認下さい。

（2） 訪問型サービスを利用される方（要支援認定者及び事業対象者）で、1月あたりの利用料金です。

| サービスの内容 | 基本料金 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|---|---|---|---|
| 週1回程度のサービス | 11,760 円 | 1,176 円 | 2,352 円 | 3,528 円 |
| 週2回程度のサービス | 23,490 円 | 2,349 円 | 4,698 円 | 7,047 円 |
| 週2回を超えるサービス | 37,270 円 | 3,727 円 | 7,454 円 | 11,181 円 |
| 初回加算（初回訪問月のみ） | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |

※上記負担割合は、介護保険負担割合証をご確認下さい。

5. サービスの内容

（1） 身体介護・・・排泄、移動、入浴、食事、口腔ケア、特別な調理など

（2） 生活援助・・・調理、洗濯、清掃、買い物、薬の受け取りなど

（3） 身体生活・・・身体介護と生活援助を組み合わせて行うなど

6. 高齢者虐待防止に関する対応について

高齢者虐待の発生、又はその再発を防止するため、早期発見や防止のための研修会等を開催し、必要な措置を講じます。また、地域住民や関係機関に対し、高齢者虐待の通報窓口の周知を図り、 事例が発生した場合には、関係機関と協力しながら解決に向けた取組を行います。

7.ハラスメント防止について

事業所は、職員が安心して働ける環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めます。
利用者及びその家族による身体的・精神的暴力、セクシャルハラスメント等が発生した場合、状況に応じて適切に対応します。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中、体調急変などの場合は、ご家族、主治医などに連絡をすることとします。

| | | |
|---|---|---|
| 病院名 | | 連絡先 |
| （主治医） | | |
| ご家族等 | | 連絡先 |
| （続柄） | | |

9. サービス内容に関する相談等

① 相談・要望・苦情窓口は下記までご連絡下さい。

担当者 ： サービス提供責任者　 飯沼みどり　 TEL 04-7097-1436

※又は、担当の介護支援専門員へ。

② その他、各市町村の相談窓口等に相談することができます。

| 市町村名 | 担当 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 鴨川市 | 健康推進課 | 04-7093-7111 |
| 南房総市 | 健康支援課 | 0470-36-1152 |

| | | |
|---|---|---|
| 千葉県国民健康保険団体連合会 | 苦情処理係 | 043-254-7428 |

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、同意いたします。

令和 ８ 年　　月　　日

利用者氏名 _____ ㊞

代理人氏名 _____ ㊞　続柄 _____

サービスの提供について、本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業所名　鴨川市国保ヘルパーステーション

説明者　　飯沼　みどり

# 【 訪問介護サービス提供のリスク説明書】

☆ 加齢や疾病などにより、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。
食事介助や服薬介助の際には、訪問介護員による声掛け等を行いますが、誤嚥・誤飲・窒息のリスクは高い状態にあります。

☆ 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や、医療機関との連携・確認のため、怪我や皮膚の状態を写真に撮り、共有させて頂く場合があります。
各関係機関との情報共有目的以外に使用することはありません。

☆ 介護保険法上の規定により、訪問介護員による嗜好品などの購入はできません。

☆ 訪問介護員が生活援助（調理・清掃・買い物などの家事支援）を行っている際は、サービスの提供時間内であっても、常に見守りを行うことはできません。予めご了承下さい。

☆ 移動中の声掛けや見守りなど、訪問介護員が付き添った歩行中であっても、意識消失や脱力などによる転倒や、ベッドや椅子から転落する危険性がある場合があります。予めご了承下さい。